電気需給仕様書

びわこモーターボート競走場電気調達業務

令和８年11月

滋賀県びわこボートレース事業庁

電気需給仕様書

１　概要

（１）調達物品名　　：びわこモーターボート競走場ほか１施設で使用する電気

（２）対象建物（施設名）：別紙１のとおり
（３）需要場所　　：別紙１のとおり
（４）契約種別および業種：特別高圧電力ならびに高圧電力および業務用
（５）用途　　：別紙１のとおり
（６）現契約先　　：別紙１のとおり

２　仕様

（１）供給電気方式等

次のアからシまでについては、別紙１のとおりとする。

ア　供給電気方式
イ　供給電圧（標準電圧）
ウ　計量電圧（標準電圧）
エ　標準周波数
オ　受電方式
カ　受電設備容量
キ　常用発電設備【有無／定格出力／アンシラリーサービス料金対象容量】
ク　非常用発電設備【有無／定格出力】
ケ　蓄熱式負荷設備【有無および設備容量】
コ　需給地点
サ　電気工作物の財産分界点
シ　保安上の責任分界点

（２）予定契約電力および予定使用電力量

【びわこモーターボート競走場ほか１施設】

ア　予定契約電力（常時電力）　：別紙２のとおり

ただし、その１月の最大需要電力（デマンド値）と前１１月の最大需要電力（デマンド値）のうち、いずれか大きい値とする。

イ　予定使用電力量　　：別紙２のとおり

ただし、契約期間中、実際の使用電力量は、予定使用電力量を上回りまたは下回ることができるものとする。

（３）契約期間

令和９年２月計量日の０時から令和10年２月計量日の前日２４時までとする。

（４）計量日、計量期間および計量

ア　計量日は、託送契約に基づき、予め定められた日とする。
イ　計量期間は、前月計量日の０時00分から当該月計量日の前日24時00分までとする。
ウ　計量は、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者が設置した計量器に記録された値によるものとし、30分最大需要電力計（デマンド計）の組み込まれた電子式電力量計で計測すること。

（５）料金の算定および算定期間

ア　料金の算定は、その１月の契約電力および使用電力量により算定すること。

イ　料金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までとする。

（６）力率

供給者は、その１月の平均力率により、基本料金の力率割引または力率割増を行うものとし、力率割引および力率割増の方法は、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者の標準供給条件等によるものとする。

契約使用期間における予定平均力率は100％とする。

入札価格の算定にあたっては、力率は100％とする。

（７）燃料費等の調整

供給者は、燃料価格および市場価格の変動により、電力量料金を調整することができるものとする。ただし、これら燃料費等の調整を行う場合は、契約締結時点の滋賀県を供給区域とするみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）の標準供給条件等によるものとする。

入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整は考慮しないこと。

（８）再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくものとする。

入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

（９）単位および端数処理

料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとする。

ア　契約電力および最大需要電力の単位は、１キロワット（１ｋＷ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は、１キロワット時（１ｋＷｈ）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

ウ　力率の単位は、１パーセント（１％）とし、その端数は、小数点以下第１位を四捨五入する。

エ　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てる。

（10）請求書および電気料金計算書

ア　請求書を作成し、紙または電子メール等で送付すること（請求書の送付先は、別途指定する。）。また、請求書には、代表者の記名押印と施設名を明示すること。ただし、請求書に発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）を記載することにより押印を省略することができる。なお、電子メール等により送付する場合は、印影の有無に関わらず、全て発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）の記載を必要とする。

イ　使用実績（使用期間、契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率）と電気料金の内訳（基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金）を記載した電気料金計算書を作成し、請求書と併せて送付すること（請求書に電気料金計算書の内容を記載することでも可とする。）。

（11）料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月、供給者からの請求により、施設ごとに口座振替または振込により支払うこととする。

3　その他

（1）使用実績等のデータ提供

供給者は、施設の使用実績（使用期間、契約電力、最大需要電力、季別等内訳を含む使用電力量、力率および可能であれば受電実績月報）と電気料金の内訳等について、滋賀県びわこボートレース事業庁が必要とする情報を、WEBサービス等により需給者等が常時ダウンロードできるようにし、または電子データにより当庁へ常時提供すること。